

# 能勢町教育大綱

平成30年(2018年)3月  
大阪府 能勢町

# 第 1 はじめに

## 1 大綱

「大綱」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第 1 条の 3 第 1 項における、「地方公共団体の長は、教育基本法第 1 7 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」との規定に基づき策定するものです。

## 2 能勢町教育大綱

この教育大綱は、法の趣旨に則り、また、「第 5 次能勢町総合計画【計画期間】平成 2 4 年度（2012 年度）～平成 3 3 年度（2021 年度）」を踏まえて、予算編成権を有する町長と、教育を所管する教育委員会が、教育行政をより円滑に進めていくことを目的に、法第 1 条の 4 の規定による総合教育会議での協議を経て策定するものです。

なお、この教育大綱の対象期間は、平成 3 0 年度（2018 年度）から平成 3 2 年度（2020 年度）までの 3 年間です。ただし、必要に応じて見直しを行うこともあります。

## 第2 基本理念

第5次能勢町総合計画では、「まちを誇れる10年後をめざして」との基本理念のもと、「まちづくりは人づくり」を基本構想の3本柱の一つに位置づけ、「郷育（さといく）」「教育（きょういく）」「共育（ともいく）」をキーワードとして、「人」を中心としたまちづくりを進めることとしています。

この教育大綱では、第5次能勢町総合計画の考え方を基本としつつ、基本理念を次のとおり定めます。

### **「教養を高めるための教育」の実現と充実**

～子どもが創る明るい未来のために～

#### 「教養」とは

文化的な背景を色濃く反映させながら積み重ねられ、後世へと伝えられてきたもの。知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総合的な概念。

## 第3 教育方針

上記基本理念に基づき、本町のめざす教育の方向性として、次のとおり教育方針を定めます。

- 1 地域、家庭、学校、行政の連携をさらに深め、町全体で子どもたちを守り育てる体制を構築します。
- 2 教職員の授業力を高め「わかる・できる」授業を実施していくとともに、子どもたちが自ら進んで学び考え、物事に挑戦しようとする意欲や態度を育てます。
- 3 住民が生涯にわたって地域社会で活躍できる「生涯現役社会」をめざし、学び続けられる環境づくりなど、支援の充実に努めます。